研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 1 0 日現在

機関番号: 17102 研究種目: 若手研究 研究期間: 2019~2023

課題番号: 19K13338

研究課題名(和文)近代日本における議会政治と天皇

研究課題名(英文)Parliamentary Politics and the Emperor in Modern Japan

研究代表者

國分 航士 (Kokubu, Koji)

九州大学・人文科学研究院・講師

研究者番号:20734669

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、近代日本において議会政治が定着する過程を、統治機構としての天皇と議会の関係を中心に考察することを目的とする。天皇の顧問府である枢密院については、議会との競合関係だけではなく、枢密院が明治立憲制の「議会制」のあり方を担保するという側面を跡付けることができた。天皇・内閣・議会の三者の関係については、憲法に規定された議会権限のあり方、天皇と議会をめぐる儀礼という観点に着目し、特に、第二次護憲運動での内閣への議会・政党勢力による批判については、宮中儀礼との関わりから整理を行った。議会が持つ国家・国民の代表性や象徴性と天皇との関係については、請願制度に着目し、天皇宛請 願の実態を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究では、憲法という法体系の運用における、ある機関の「領域」が実体化し、慣習として固着化するプロセスに着目し、統治機構としての天皇・宮中との関わりから、議会政治の定着を考察した。天皇と議会という視点に留意することで、帝国議会の役割の定着のみならず、大臣の信任・不信任、議会の解散など、天皇と内閣と議会との間での慣習の形成という論点の存在があらためて明らかになった。また、宮内庁書陵部宮内公文書館などの調査によって、新たな史料の公開を進めるとともに、史料情報の整理を進めた。

研究成果の概要(英文): This study is to examine the process by which parliamentary government took root in modern Japan, focusing on the relationship between the Emperor as a governing body and the Diet. Regarding the Privy Council, the advisory office of the Emperor, I could trace the aspect that the Privy Council secured the parliamentary form of the constitutional system. With regard to the relationship between the Emperor, the Cabinet, and the Diet, I have focused on the parliamentary authority stipulated in the Constitution and the rituals surrounding the Emperor and the Diet. I have organized the criticism of the Cabinet during the Second Movement for Constitutional Government by the Congress and political party forces in relation to the court rituals. In terms of the relationship between the representative and symbolic nature of Congress and the Emperor, I focused on the petition system and clarified the actual situation of petitions addressed to the Emperor.

研究分野: 日本近代史

キーワード: 日本近代史 議会政治 天皇

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

これまで、大日本帝国憲法(帝国憲法)下の議会政治については、衆議院を基礎とする政党勢力の「統治政党化」、衆議院の優越・二院制の形成という文脈からの第二院(貴族院)研究、政治制度としての議会における「慣習」形成などの観点から研究がなされてきた。こうした研究の潮流において、議会と各国家機関との関係が考察されたのは、政党内閣・政党政治という関心から、内閣との関係が中心であった。

帝国憲法は議会とりわけ衆議院への警戒感を背景に制定されており、議会以外の各機関は、議会・議会制の機能を代替する役割も期待されていたと捉えることができる。こうした帝国憲法の特徴を踏まえると、議会と他の機関との関係は、内閣以外にも視野を広げるべきであり、それは天皇・皇室制度や宮中も例外ではない。

議会と天皇の関係については、帝国憲法下、天皇は内閣・議会の対立を調停・調整する役割が要請され、実際に両者に対して政治的な影響を与えたことが論じられている。しかしながら、議会政治と天皇・宮中の関わりについては、天皇や側近たちが政治過程に及ぼす影響が取り上げられるものの、統治機構や理念としての天皇・宮中という視点では、まだまだ検討の余地があると考えられる。

2.研究の目的

本研究は、近代日本において議会政治が定着する過程を、統治機構としての天皇と議会の関係を中心に考察することを目的とする。そのため、具体的には、(1)「第三院」としての枢密院、(2)憲法に規定された議会権限のあり方、天皇と議会との間の儀礼、(3)議会の持つ国家・国民の代表性・象徴性などを取り上げる。

3.研究の方法

研究の目的に記した、具体的な三つの観点について、基礎的な事実を明らかにしつつ、検討を行う。特に、憲法という法体系の運用において、ある機関の「領域」が実体化し、慣習として固着化するというプロセスを重視する。

第一に、衆議院・貴族院の二院制を採用した帝国議会と、「第三院」として作動する天皇の顧問府・枢密院や天皇との関係について考察する。そのため、国立公文書館や宮内庁書陵部宮内公文書館などの枢密院に関する公文書、および各機関に所蔵されている枢密院関係者の個人文書の調査を行う。

第二に、大日本帝国憲法の下で、天皇・内閣・議会の三者の関係について、議会に与えられていた権限、儀礼や慣習に注目して考察する。そのため、議会議事録、政党機関誌、同時代の書籍や新聞・雑誌など広く刊行されていたものに加えて、国立公文書館などに所蔵されている公文書類、議員経験者・政党政治家、議会事務局関係者の個人文書の調査を行う。

第三に、議会の持つ国家や国民を代表・象徴するという機能が、君主の機能とどのような関係にあったのかについて、考察する。特に、請願制度に着目し、天皇・宮内省への請願を中心に、制度の構築と運用に関する変遷を整理するとともに、宮内庁書陵部宮内公文書館、国立公文書館所蔵の公文書などの調査を行う。

4. 研究成果

(1)に関しては、衆議院・貴族院の二院制である帝国議会と、「第三院」として作動する天皇の顧問府・枢密院や天皇との関係について、緊急勅令や緊急財政処分など、法律制定や予算審議といった議会の権限と競合する大日本帝国憲法の規定に注目し、緊急勅令・緊急財政処分の運用過程を枢密院の役割に留意して検討した。緊急勅令・緊急財政処分の運用については、実施されたもの以外にも、検討された事例や廃案となった事例も取り上げ、議会と枢密院および内閣、天皇・宮中との間で、どのような議論および処理がなされたのかを分析した。こうした検討を通じて、議会と枢密院の競合関係のみならず、枢密院が明治立憲制の「議会制」のあり方を担保するという側面を確認することができた。

(2)に関しては、法律制定権、予算議定権、上奏権などの議会の権限の定着については、特に議会の「上奏権」を中心に、その解釈と運用を追跡した。その際には、議会の権限と競合する、あるいは内閣を監督する枢密院という視点も踏まえた。儀礼については、特に開院式と閉院式に着目し、各会期における天皇の臨御、勅語、議会の奉答などの事例と同時代の反応について整理した。

さらに、基本資料となる議会議事録の検討によって、天皇や宮中と内閣・議会との関係に関する議会内の発言を集め、各事例における議会内外での議論を整理した。とりわけ、大正期の二つの護憲運動のうち、これまで十分には検討されてこなかった第二次護憲運動における政党や議

会の天皇・宮中に関する議論を明らかにした。特に、清浦奎吾内閣への議会・政党勢力による批判について、組閣時の清浦や宮中側近たちの行動、貴族院の組閣への関与 (「大権委譲」)、宮中 儀礼という観点で整理を行った。

本研究を進めていく中で、帝国議会における内閣・大臣への信任・不信任のあり方、内閣による議会の解散については、慣習の形成という視点の有用性に加えて、議会政治の展開および天皇・内閣・議会との関係を考察する上での重要な要素であることを析出することができた。

(3)に関しては、議会の持つ国家や国民を代表・象徴するという機能が、君主の機能とどのような関係にあったのかについて、請願制度や御料地などの皇室財産制度に着目した。皇室財産制度の法制度・機構上の特質に関して、先行研究および宮内公文書館での調査などから理解を深め、同一の問題について、請願などによって複数の機関に対して働きかけを行っている事例を確認することができた。

さらに、明治期から昭和戦前期の天皇・宮内省などへの請願については、制度の構築と運用に関する変遷を整理するとともに、宮内公文書館に加えて、国立公文書館所蔵の公文書(「請願建議関係文書」、「公文雑纂」など)の調査を行い、請願書の件数、件名・内容、処理内容などの情報の収集・整理を進め、総体的な理解を深めた。その結果、昭和戦前期の天皇宛請願の総件数などを把握することができ、大日本国憲法下の天皇宛請願の全体像が明らかとなった。昭和戦前期についても、天皇宛請願は100件以上となることは少なく、100件を超える年も同一事案について複数の請願書が提出されたものだということを公文書からも確認することができた。

5 . 主な発表論文等

4.発表年 2023年

| 〔雑誌論文〕 計3件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件) | |
|---|------------------|
| 1 . 著者名 国分航士 | 4.巻 159 |
| 2.論文標題 清浦内閣批判と「宮中」問題に関する試論 | 5 . 発行年 2022年 |
| 3.雑誌名 史淵 | 6.最初と最後の頁 1-30 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 金読の有無無無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 |
| | |
| 1 . 著者名 国分航士 | 4 . 巻 245 |
| 2.論文標題 宮中府中認識の諸相 書評 池田さなえ著『皇室財産の政治史』 | 5 . 発行年 2021年 |
| 3.雑誌名 歴史科学 | 6.最初と最後の頁 52-57 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 |
| | |
| 1.著者名 国分航士 | 4.巻 187 |
| 2.論文標題 書評 原口大輔著『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』 | 5 . 発行年 2021年 |
| 3.雑誌名 九州史学 | 6.最初と最後の頁 44-50 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 |
| _[学会発表] 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件) | |
| 1 . 発表者名 国分航士 | |
| 2.発表標題 コメント 日本近現代史の視点から | |
| 3.学会等名 2023年度九州史学会大会シンポジウム《共和国の20世紀史》 | |

| 1 . 発表者名 |
|--|
| 国分航士 |
| |
| |
| |
| 2.発表標題 |
| 明治立憲制における天皇・宮中・元老 |
| |
| |
| |
| 3. 学会等名 |
| 2023年度歴史学・歴史教育セミナー「歴史教育の実践と大学の歴史研究」 |
| |
| 4.発表年 |
| 2023年 |
| |
| 1.発表者名 |
| 国分航士 |
| |
| |
| |
| 2 . 発表標題 |
| 明治40年皇室典範増補前史 佐佐木高行の皇室典範改正論を中心として |
| |
| |
| |
| 3 . 学会等名 |
| 2021年度九州史学会大会日本史部会 |
| |
| 4 . 発表年 |
| 2021年 |
| |
| 1.発表者名 |
| 国分航士 |
| |
| |
| |
| 2.発表標題 |
| 明治立憲制の創設と「宮中」問題 |
| 7月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日 |
| |
| |
| 3 . 学会等名 |
| 第117回史学会大会日本史部会近現代史部会 シンポジウム「近代天皇制と皇室制度を考える」 |
| おい、日文子の八百日本文部の正境(1文部と、ファルフラム、近代八王明(日王王明)及とうだる。 |
| 4 . 発表年 |
| 2019年 |
| 4V1VT |
| 1.発表者名 |
| 日.完成有台 国分航士 |
| 国 |
| |
| |
| 2 . 発表標題 |
| |
| 書評 池田さなえ著『皇室財産の政治史 明治20年代の御料地「処分」と宮中・府中』(人文書院、2019年) |
| |
| |
| 3 . 学会等名 |
| |
| 2019年度近現代史サマーセミナー |
| 4.発表年 |
| |
| 2019年 |
| |
| |
| |

〔図書〕 計1件

| 1 . 著者名 | 4.発行年 |
|---|---------|
| 山口輝臣(編) 福家崇洋(編) 坂本一登 佐々木隆 飯塚一幸 梶田明宏 小林和幸 中川未来 長 | 2023年 |
| 尾宗典 郭馳洋 木村悠之介 千葉功 差波亜紀子 月脚達彦 永島広紀 ディック・ステゲウェルンス | |
| (Dick Stegewerns) 陣内隆一 伊東かおり 中野目徹 高原智史 高橋原 国分航士 見城悌治 川尻 | |
| 文彦 有馬学 新田龍希 | |
| 2.出版社 | 5.総ページ数 |
| 筑摩書房 | 352 |
| | |
| | |
| 3 . 書名 | |
| 思想史講義【明治篇 】 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6.研究組織

| • | W1フしか上が40 | | |
|-------|---------------------------|-----------------------|----|
| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|